

化学物質に関する法改正の動き

(社)日本試薬協会 安全性・環境対策委員会
(執筆担当：純正化学株式会社 菅野 英奇)

化学物質に関する法律で平成19年5月から9月までに改正等のあったものの概要を紹介いたします。これらは、概要のため、全ての内容を網羅しておりません。詳細は、必ず官報、厚生労働省及び経済産業省のホームページ等でご確認下さい。

厚生労働省：

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html>

経済産業省：

<http://www.meti.go.jp/intro/law/index.html>

1. 毒物及び劇物取締法関連の改正

平成19年8月15日付薬食発第0815001号厚生労働省医薬食品局長からの通知

第1 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(平成19年政令263号、施行日：平成19年9月1日)

(1) 次に掲げる物を毒物に指定したこと

①1-ドデシルゲアジニウム=アセタート(別名：ドジン)及びこれを含有する製剤(ドジンを65%以下を含有するものを除く。)

(2) 次に掲げる物を劇物にしたこと

①3-(アミノメチル)ベンジルアミン及びこれを含有する製剤(3-(アミノメチル)ベンジルアミン8%以下を含有するものを除く)

②O-エチル=S-プロピル=[(2E)-2-(シアノイミノ)-3-エチルイミダゾリジン-1-イル]ホスホノチオアート(別名：イミシアホス)及びこれを含有する製剤(イミシアホス5%以下を含有するものを除く)

③1-ドデシルゲアジニウム=アセタート(別名：ドジン)65%以下を含有する製剤

(3) 次に掲げる物を劇物から除外したこと

①(E)-2-{2-(4-シアノフェニル)-1-[3-(トリフル

オロメチル)フェニル]エチリデン}-N-[4-(トリフルオロメトキシ)フェニル]ヒドラジンカルボキサミドと(Z)-2-{2-(4-シアノフェニル)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン}-N-[4-(トリフルオロメトキシ)フェニル]ヒドラジンカルボキサミドとの混合物((E)-2-{2-(4-シアノフェニル)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン}-N-[4-(トリフルオロメトキシ)フェニル]ヒドラジンカルボキサミド90%以上を含有し、かつ、(Z)-2-{2-(4-シアノフェニル)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン}-N-[4-(トリフルオロメトキシ)フェニル]ヒドラジンカルボキサミド10%以下を含有するものに限る)(別名：タフルミゾン)

②バリウム=4-(5-クロロ-4-メチル-2-スルホナトフェニルアゾ)-3-ヒドロキシ-2-ナフトアート

(4) 施行期日

平成19年9月1日から施行する。ただし、(3)の劇物からの除外は公布の日からとする。

(5) 経過措置

(1)と(2)については、種々の経過処置がとられている。詳細は当通知を参照して下さい。

第2 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(平成19年厚生労働省令107号、施行日 平成19年9月1日)

(1) 次に掲げる物を農薬用品目販売業者が取り扱うことが出来る劇物に指定したこと

①O-エチル=S-プロピル=[(2E)-2-(シアノイミノ)-3-エチルイミダゾリジン-1-イル]

ホスホノチオアート(別名：イミシアホス)及びこれを含有する製剤(イミシアホス5%以下を含有するものを除く)

(2)次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことが出来る劇物の指定を解除したこと

- ①(E)-2-{2-(4-シアノフェニル)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン}-N-[4-(トリフルオロメトキシ)フェニル]ヒドラジンカルボキサミドと(Z)-2-{2-(4-シアノフェニル)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン}-N-[4-(トリフルオロメトキシ)フェニル]ヒドラジンカルボキサミドとの混合物((E)-2-{2-(4-シアノフェニル)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン}-N-[4-(トリフルオロメトキシ)フェニル]ヒドラジンカルボキサミド90%以上を含有し、かつ、(Z)-2-{2-(4-シアノフェニル)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン}-N-[4-(トリフルオロメトキシ)フェニル]ヒドラジンカルボキサミド10%以下を含有するものに限る)(別名：タフルミゾン)

(3)施行期日

平成19年9月1日から施行する。ただし、(2)の劇物からの除外は公布の日からとする。

2. 麻薬及び向精神薬取締法施行規則が一部改正されました。

平成19年8月15日付薬食発第0813001号厚生労働省医薬食品局長からの通知

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について(平成19年厚生労働省令第106号)(施行日平成19年9月1日)

(1)改正の概略要旨

疼痛等の緩和を目的とする在宅医療の推進のため、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供される必要性が高まっている中、麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方箋に対応できないという問題に対応する

ため、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供できるよう、麻薬の在庫不足のため麻薬処方箋により調剤できない場合に限り、当該不足分を近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能とした。

(2)改正の概略概要

2以上の麻薬小売業者は、必要な要件を満たす場合に限り、共同して麻薬小売業者間譲渡許可を申請することが出来る。

(3)詳細は、平成19年8月13日付薬食発第0813001号厚生労働省医薬食品局長からの通知を参照して下さい。

3. 標準物質、標準液、標準ガスのJISの一括廃止

計量法のJCSS制度による標準物質の供給体制が整備されたため、廃止になりました。(官報公示2007年3月)

(1)今回廃止されたJISは以下の通りです。

標準ガス：K0001～K0007

標準液：K0010～K0017, K0024～K0038

pH標準液：K0018～K0023

(2)完全廃止であり、廃止JISの内容を引き継ぐJISはありません。これらのJIS標準物質を用いている業務(分析業務など)、これらのJISを引用しているJIS・社内規格などは、この部分については、失効となります。

4. 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件および既存添加物名簿の一部を改正する件について

平成19年8月3日付け食安発第0803005号厚生労働省医薬食品局食品安全部長からの通知

第1 改正の要旨

1. 省令関係(食品添加物の新収載)

食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、イソブチルアルデヒド及び2-メチルブタノールを省令(食品衛生法施行規則)別表第1に追加すること。

2. 昭和34年告示関係

法第11条第1項の規定に基づき、イソブチルアルデヒド及び2-メチルブタノールの成分規格及び使用基準を設定すること。

3. 平成8年告示関係

平成18年度の消除予定添加物名簿(平成18年厚生労働省告示第491号)に記載されている添加物のうち、別紙に掲げる添加物の名称(記載略)を平成8年度告示から消除すること。

第2 施行・適用期日

上記1と2については、公布日からそれぞれ施行及び適用すること、上記3については、平成19年9月11日から適用すること。

第3 運用上の注意

(略)

以上

廃棄物処理に関する周辺状況

アサヒプリテック株式会社 環境事業部

廃棄物を処理するにあたって“その廃棄物に関する情報”が大切になります。委託基準においては、委託者(排出事業者)の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報(施行規則第8条の4の2第6号)を委託契約の中で処理業者に提供する事とされています。

元々「適正な処理のために必要な事項に関する情報」の提供は法的に義務付けられており、処理業者が当該産業廃棄物を処理するうえで明らかに必要な情報を排出事業者が処理業者に提供しなかった場合には委託基準違反として刑事処分を受けることもありました。

今般さらに、廃棄物処理の委託契約有効期間中に、排出事業者における製造(排出)工程の変更や契約外の添加物の混入などに伴って廃棄物情報が契約締結時の内容から変更が生じた場合は、変更情報が廃棄物処理業者に適切に提供されなければ事故につながる恐れがあり、これを防ぐため、委託契約の締結時に廃棄物情報に変更がある場合の情報に関する提供方法について、排出事業者と処理業者の間で予め定めておかなければならない旨の改正がなされました。

(施行規則第8条の4の2第7号を追加)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
(抜粋)

第8条の4の2(委託契約に含まれるべき事項)

6 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ. 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

る事項

ロ. 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

ハ. 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

ニ. その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

7 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項

廃棄物情報に変更がある場合とは、(排出事業者が)廃棄物データシート〔シートの交付自体には法的な交付義務を伴いません〕において提供した情報に変更がある場合をいい、色・臭気・形状の変更のほか、契約外の物質が混入している場合、予定している処理方法では支障が出る場合、混入している化学物質に変更がある場合、有害特性に変更がある場合など、が考えられます。処理委託廃棄物の性状変更時には、排出事業者から処理事業者へ速やかに新しいデータシートを提供することが望まれています。

環境問題が地球規模で議論されるなか、各産業分野から排出される廃棄物の無害化・減量化・リサイクルの推進は、緊急かつ最大のテーマです。法規制の強化、ISO14001の推進など環境負荷・リスクの軽減への取り組みが進むなかで、無害化処理にとどまらずゼロエミッション・マテリアルリサイクルへの社会的ニーズも高まっています。

ラベルがはがれて内容物が不明な廃試薬類は、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下は、廃掃法と表現します)での取り扱いが出来ません。すなわち、排出事業者はマニフェスト伝票を発行することが出来ないということになります。弊社は、サンプルとして不明品をお預りして、自社分析にて、有害指定物質(※)に沿った品目判定を行い、排出事業者へ情報をフィードバック

します。その後、廃掃法に基づいたフローで取引をさせていただいております。

不明物分析においては、固体・液体に関わらず、ある程度の分析費用が加算されることになり、コストの面からも廃棄に至るまでの適正な管理が望まれます。

●有害指定物質(※)

1	アルキル水銀化合物	13	四塩化炭素
2	水銀又はその化合物	14	1・2 -ジクロロエタン
3	カドミウム又はその化合物	15	1・1 -ジクロロエチレン
4	鉛又はその化合物	16	シス -1・2 -ジクロロエチレン
5	有機リン化合物	17	1・1・1 -トリクロロエタン
6	六価クロム化合物	18	1・1・2 -トリクロロエタン
7	砒素又はその化合物	19	1・3 -ジクロロプロペン
8	シアン化合物	20	チウラム
9	P C B	21	シマジン
10	トリクロロエチレン	22	チオベンカルブ
11	テトラクロロエチレン	23	ベンゼン
12	ジクロロメタン	24	セレン又はその化合物



●不明物取扱いフロー

不明物は、処理物として取り扱いません。分析のサンプルとして持帰ります。

1 廃液、廃油、汚泥の場合、1リットルのサンプルを採ります。サンプルは専用の容器へ入れて持ち帰ります。廃試薬の場合は、試薬瓶そのものをサンプルとして扱います。

2 分析料金
分析サンプルとして取り扱いますのでマニフェスト伝票は起票されません。

固体の場合：@ ■■■ 円前後／PC（固体）
液体の場合：@ ■■■ 円前後／PC（液体）

■■■ 料金は分析のみ。処理を含む料金提示を希望される場合、最高額を想定した料金提示となります。分類確定後に適正料金を見積致します。

3 サンプル分析
弊社神戸工場にて分析を行ないます。納期は神戸工場到着後2～3週間を要します。産廃分類の確定、即ちマニフェストが記載できる判定をします。

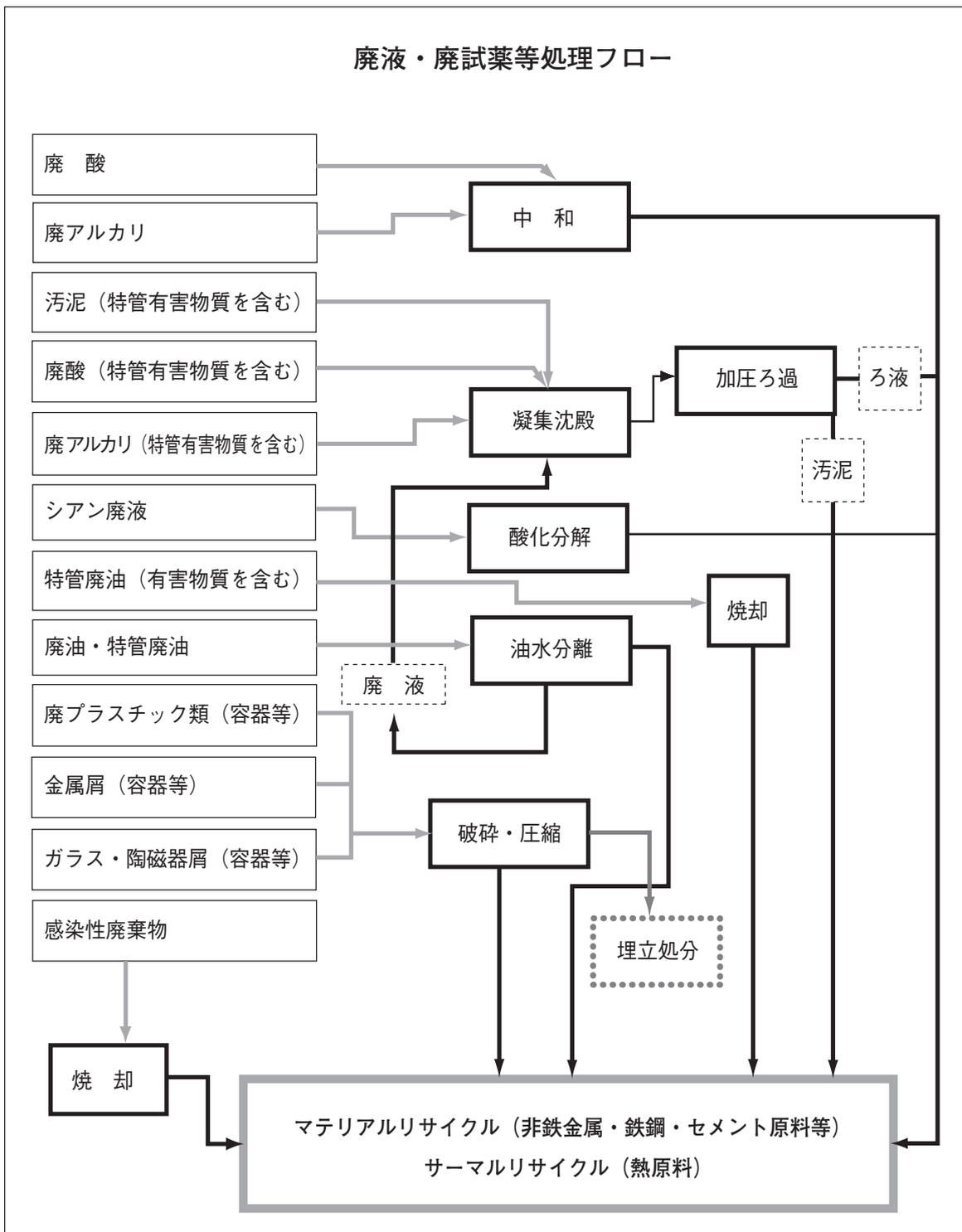
4 分析結果報告
結果情報を基に、見積書を作成提示します。試薬の場合は、サンプルを返却して、見積提示となります。（サンプル保管のまま見積提示をする場合もあります。）
当社が処理をする場合は、マニフェスト伝票の起票をして処理をスタートします。当社が処理をしない場合は、分析後の残量を全て返却します。（費用は分析のみの料金です）

5 回収作業
当社の安全作業標準に従って回収します。

●不要試薬の一部（不明薬品とは異なります）



●弊社の処分フロー方法について、品目別に表記します。



以上、最近の廃棄物について、弊社での対応を一例としてご紹介させて頂きました。

今後の方針としては、完全リサイクル(ゼロエミッション)、環境に配慮した環境にやさしい処理設備の設置という課題を掲げており、安全かつ

スピーディーに処理を実施できる会社になって行きたいと考えています。

今後とも皆様のご協力とご支援の程、宜しくお願い申し上げます。